

横浜市都市計画提案評価委員会要項

(趣旨)

第1条 この要項は、横浜市都市計画提案に関する手続要領（以下「手続要領」という。）第9条第2項に基づき横浜市都市計画提案評価委員会（以下「評価委員会」という。）に関する必要な事項を定めるものとする。

(目的及び所掌事務)

第2条 評価委員会は、手続要領第4条第1項の規定に基づき横浜市が受理した計画提案について評価を行い、当該計画提案について都市計画決定又は変更する必要があるかどうかを判断するものとする。

2 評価委員会は、手続要領第13条第2項の規定に基づき横浜市が受理した計画提案の変更申出に関し、同条第3項の規定に基づく横浜市からの報告を受けた場合は、当該変更を評価するとともに、その変更を認めるかどうかを判断するものとする。

(組織等)

第3条 評価委員会は、別表1に掲げる委員をもって組織する。

(委員長及び委員長代理)

第4条 評価委員会に、委員長及び委員長代理をそれぞれ1人置くものとする。

2 委員長は、建築局長をもって充て、委員長代理は、建築局企画部長をもって充てる。

3 委員長は、評価委員会を代表し、会務を総理する。

4 委員長代理は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 評価委員会の会議（以下「会議」という。）は、必要に応じ委員長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ、開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 委員長は、必要があると認めるときは、関係者に会議への出席を求め、その意見を聴くことができる。

5 会議の効率化・迅速化を図るため、委員長が必要と認める議事については、持ち回り方式による評価委員会により評価委員会の審議に代えることができる。

(評価結果の報告)

第6条 委員長は、会議終了後、速やかに評価の結果を横浜市に報告するものとする。

(横浜市都市計画提案評価委員会幹事会の設置)

第7条 手続要領第4条第1項の規定に基づき横浜市が受理した計画提案に係る事務及び評価委員会の運営を円滑に進めるため、横浜市都市計画提案評価委員会幹事会（以下「幹事会」という。）を設置するものとする。

2 前項の規定による幹事会に関する必要な事項は別途定めるものとする。

(庶務)

第8条 評価委員会の庶務は、建築局企画部都市計画課がこれを行う。

(委任)

第9条 この要項に定めるもののほか、評価委員会に必要な事項は、委員長が評価委員会に諮って定める。

附 則（制定 平成15年7月11日都都第145号、局長決裁）
この要項は、平成15年7月11日から施行する。

附 則（改正 平成17年3月31日都総第205号、局長決裁）
この要項は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（改正 平成19年4月2日まち都計第94号、局長決裁）
この要項は、平成19年4月2日から施行する。

附 則（改正 平成20年3月31日まち都計第3351号、局長決裁）
この要項は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（改正 平成21年3月31日まち都計第3646号、局長決裁）
この要項は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（改正 平成22年3月31日まち都計第3381号、局長決裁）
この要項は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（改正 平成23年4月15日建都計第93号、局長決裁）
この要項は、平成23年5月1日から施行する。

附 則（改正 平成24年3月30日建都計第3273号、局長決裁）
この要項は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（改正 平成25年3月29日建都計第3443号、局長決裁）
この要項は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（改正 平成26年3月25日建都計第3459号、局長決裁）
この要項は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（改正 令和3年7月30日建都計第622号、局長決裁）
この要項は、令和3年8月1日から施行する。

附 則（改正 令和6年3月27日建都計第1692号、局長決裁）
この要項は、令和6年4月1日から施行する。

(別表1)

横浜市都市計画提案評価委員会委員

- (1) 建築局長
- (2) みどり環境局公園緑地部長
- (3) みどり環境局戦略企画部長
- (4) 建築局企画部長
- (5) 建築局建築指導部長
- (6) 都市整備局企画部長
- (7) 都市整備局地域まちづくり部長
- (8) 都市整備局の提案区域を所管する部長
- (9) 道路局計画調整部長
- (10) その他提案内容に関連する局区の関係部長